

第1期 新冠町地域福祉計画 (素案)

(計画期間：平成31年度～平成35年度)

平成31年3月



新冠町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 計画の法的な位置づけ	2
(2) 地域福祉実践計画との関係	2
(3) 町の他の個別計画との関係	2
(4) 計画期間	3
3. 計画の策定体制	4
(1) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画策定委員会の共同設置	4
(2) 住民意識アンケート調査の実施	4
(3) 計画の策定経過	4

第2章 新冠町を取り巻く状況

1. 新冠町の状況	5
(1) 人口の推移	5
(2) 要介護認定者の推移	6
(3) 障がい者の推移	7
(4) 出生数の推移	7

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	8
2. 基本目標	9
3. 施策の体系	10

第4章 基本計画

1. 基本目標1「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります	11
(1) 地域共生社会の基盤づくり	12
①地域共生社会の理念の周知	12
②共生型サービスの普及	12
(2) 福祉の心を育む基盤づくり	13
①学校における福祉教育	13
②地域における福祉の心の醸成	13
③広報・啓発活動の推進	13
(3) 世代を超えた交流活動の場づくり	14
①福祉施設を拠点とした交流の推進	14
②サロン活動や通いの場を通じた交流	14
(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり	15
①自治会等地域組織への働きかけ	15
②地域の団体への参加の促進	15
2. 基本目標2「支え合い」の仕組みをつくります	16
(1) ボランティアを育成する仕組みづくり	17
①ボランティア情報の提供	17
②ボランティアの育成	17
③ボランティアセンターの機能充実	17
④ボランティア団体への活動支援	17
(2) 住民主体のサービスを育成する仕組みづくり	18
①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営	18
②町民ニーズの把握	18
③ニーズに応じたサービスの展開	18
④総合事業における住民主体の取組	18
⑤有償ボランティアの推進	18
(3) 高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり	19
①障がいのある人の働く場づくり	19
②障がい者就労施設等からの物品等の優先調達	19
③高齢者事業団の活動支援	19
④農福連携の推進	20
(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり	21
①民生委員・児童委員との連携	21
②地域の各種団体等への支援	21

(5) 必要な情報が伝わる仕組みづくり……………	22
①わかりやすくアクセスしやすい情報提供……………	22
(6) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり……………	23
①相談窓口の周知……………	23
②包括的な（丸ごと）相談支援体制……………	23
③相談機関の充実……………	24
3. 基本目標3「安心」して暮らせるまちをつくります……………	25
(1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり……………	26
①地域包括ケアシステムの構築……………	26
②地域住民による見守り活動及び見守りネットワークの構築……………	26
③権利擁護の推進……………	27
(2) 福祉人材を育成する体制づくり……………	28
①社会福祉従事者の専門性の向上及び人材の確保……………	28
(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり……………	29
①生活困窮者の把握……………	29
②生活困窮者自立支援にかかるネットワークの構築……………	29
(4) 災害時における支援体制づくり……………	30
①避難行動要支援者の把握……………	30
②避難行動要支援者の避難体制の確立……………	30
③福祉避難所の確保……………	30
第5章 計画の推進に向けて……………	31
(1) 協働による計画の推進……………	31
(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進……………	31
(3) 計画の公表……………	31
(4) 計画の検証など……………	31

資料編

- 1 住民意識アンケート集計結果
- 2 新冠町地域福祉計画策定推進委員会委員名簿
- 3 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えた中で、高齢化・核家族化は着実に進行しています。将来的には山間部などにおいて急激な高齢化などに直面することが予想され、それに伴う要支援・要介護認定者の増加、一人暮らしをする高齢者世帯等の増加が見込まれるなか、高齢者や障がいのある人、子ども等支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

そのような中で、本町においても、町民同士がお互いに支え合う地域福祉活動の推進及び展開、地域組織やボランティアなどの体制整備、福祉教育の充実、町民の地域福祉活動の拠点整備、社会福祉協議会との連携による福祉活動の充実などがますます求められています。

この様なことから、町民一人ひとりが福祉の受け手であり支え手であるという「地域での支え合い意識」を育み、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての町民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本町の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、新たに「第1期新冠町地域福祉計画」を策定するものです。

～国の動向～

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、地域のあらゆる住民が地域の課題を自らの課題と捉え、課題を包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制の構築を推進することとされました。

厚生労働省では平成29年9月の「地域力強化検討会」における最終とりまとめを受け、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創る「地域共生社会の実現」を基本コンセプトに福祉改革を進めることとしています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

なお、この計画は対象者を限定するものではなく、新冠町に暮らす全ての町民を対象とした地域の福祉活動を進める計画です。

社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉実践計画との関係

本計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画は、町内における地域福祉の課題や社会資源の状況などの認識を共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

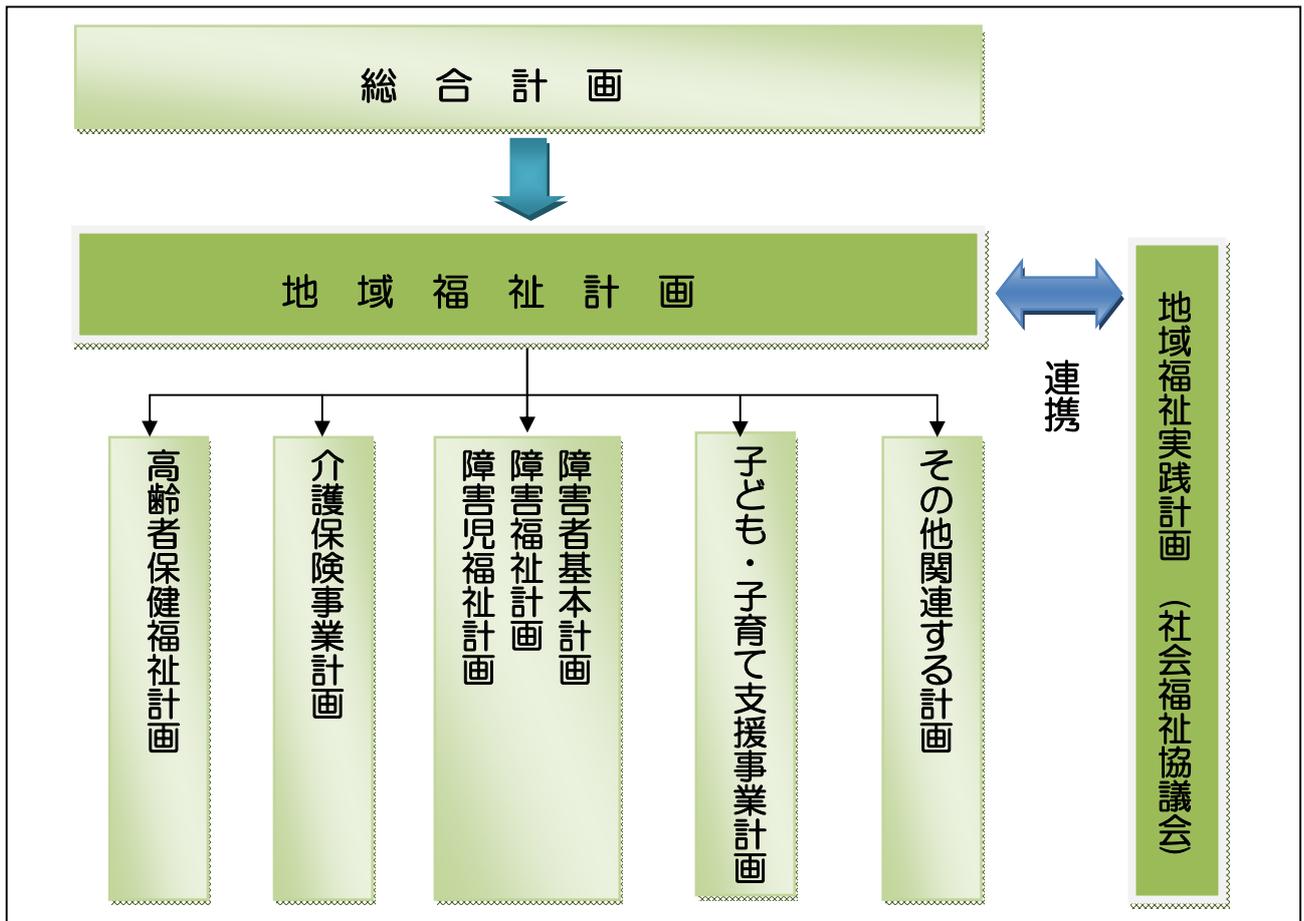
(3) 町の他の個別計画との関係

新冠町における第5次新冠町総合計画を上位計画とし、保健福祉関連部門（高齢者・障がい者・児童）の部門別計画を地域という視点で横断的につなげるとともに、部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。

【保健福祉関連部門別計画】

高齢者	・高齢者保健福祉計画	・介護保険事業計画	
障がい者	・障害者基本計画	・障害福祉計画	・障害児福祉計画
児童	子ども・子育て支援事業計画		

【個別計画との関係】



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年度から平35年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向や、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画名(担当課・係)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
地域福祉計画(福祉係)						第1期計画期間(H31-35)期間5年				
地域福祉実践計画 (社会福祉協議会)	第4期計画(H26 - H30)期間5年					第5期計画(H31-35)期間5年				
総合計画(企画課)	第5次計画(H22- H31)期間10年						第6次総合計画 (H32 - H41) 期間10年			
障害福祉計画・ 障害児福祉計画(福祉係)		第4期計画(H27-H29) 期間3年			第5期計画(H30-H32)					
障害者基本計画(福祉係)	第2次計画(H24-H29)期間6年				第3次計画(H30-H35)計画期間6年					
高齢者保健福祉計画 (介護支援係)		第6期計画(H27-H29) 期間3年			第7期計画(H30-H32)					
介護保健事業計画 (日高中部広域連合)		第6期計画(H27-H29) 期間3年			第7期計画(H30-H32)					
子ども・子育て支援事業 計画(町民生活課)		計画期間5年(H27-H31)					計画期間5年 (H32-H36)			

3 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画策定委員会の共同設置

地域福祉計画と地域福祉実践計画の整合性を図り、両計画をより一体的に策定するため、策定委員は両委員会を兼務すると共に、保健福祉課及び社会福祉協議会が事務局となり両委員会を合同設置いたしました。委員は、医療・保健関係者、福祉関係者、各種団体代表者、学識経験者など、11名で構成し、平成30年度において委員会を3回開催し、協議・検討を行いました。

(2) 住民意識アンケート調査の実施（調査結果は巻末資料編参照）

調査対象	16歳以上の町内に居住する500名
調査期間	平成30年8月8日～8月31日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収 ・返信用封筒同封し、郵送による回収の他、町内主要公共施設内に回収箱も設置
調査目的	地域住民の福祉に対する意識、住んでいる地域の課題、地域活動やボランティア活動への参加状況等を把握し、計画に反映することを目的に実施。
回答数	239名（回答率47.8%）

(3) 計画の策定経過

年月	事項等	内容
平成30年 6月25日	第1回計画策定推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉実践計画概要説明 ・アンケート調査の実施方法について
8月8日～ 8月31日	アンケート調査実施	・16歳以上の500名を対象
12月10日	第2回計画策定推進委員会	・アンケート調査の集計結果報告 ・地域福祉計画・地域福祉実践計画（骨子）協議
3月4日	第3回計画策定推進委員会	・地域福祉計画・地域福祉実践計画（素案）協議及び承認
3月8日～ 3月20日	町民意見公募 （パブリックコメント）実施	
3月末	計画書策定・製本	・公表

第2章 新冠町を取り巻く状況

1 新冠町の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は年々増加し、0～14歳の年少者及び15～64歳の生産年齢人口が占める割合は年々減少しています。

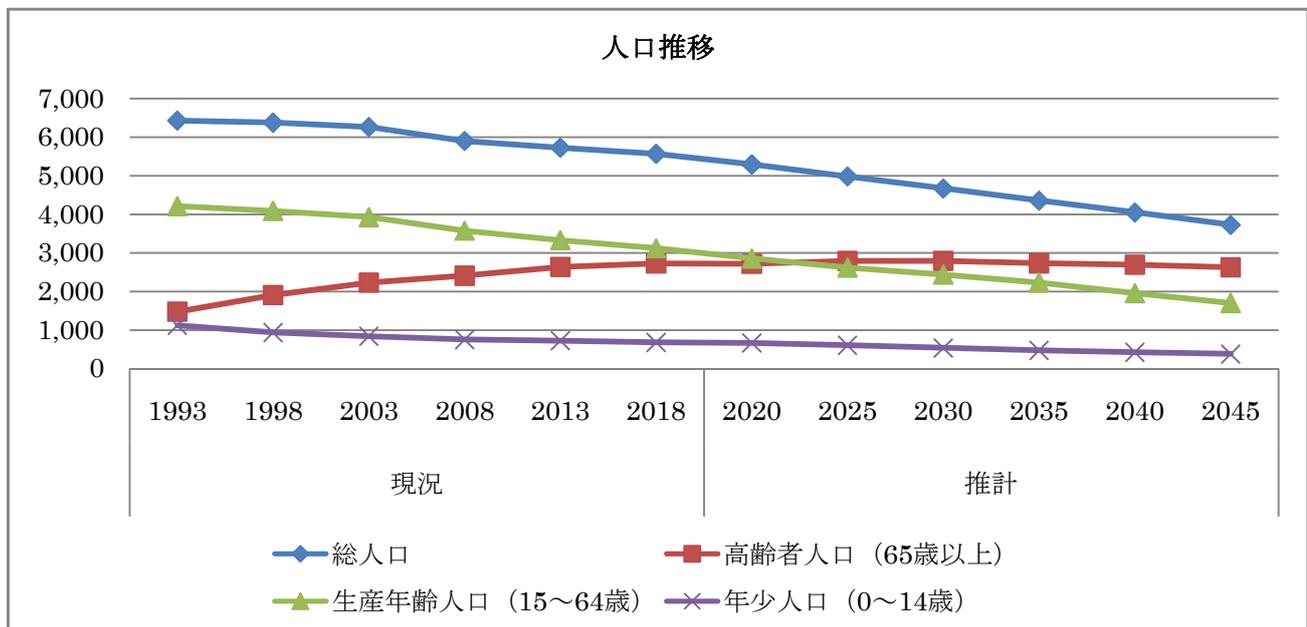
高齢者数はこれまで一貫して増加傾向にありましたが、前期高齢者（65～74歳）は2025年以降には減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）も2030年以降は減少する見込みです。しかし、総人口の減少が更に進む為、高齢化率は一貫して増加する見込みであり、2018年の高齢化率が31.7%だったものが、2045年には44.2%まで上昇し、総人口の約半数が高齢者になると推測されます。

また、人口が減少する中、世帯数が増加していることから、一世帯あたりの人数が減少し、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加が推測され、地域の支えを必要とする世帯が増加していくことが見込まれます。

	現況						推計					
	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総人口	6,428	6,377	6,265	5,901	5,726	5,571	5,293	4,983	4,671	4,357	4,049	3,729
年少人口(0～14)	1,121	937	841	758	727	683	669	608	537	474	427	383
生産年齢人口(15～64)	4,212	4,091	3,927	3,576	3,331	3,121	2,853	2,620	2,438	2,232	1,952	1,699
前期高齢者(65～)	1,095	1,349	1,497	1,567	1,668	1,767	1,771	1,755	1,696	1,651	1,670	1,647
後期高齢者(75～)	381	554	728	838	962	957	946	1,032	1,092	1,077	1,022	978
高齢者合計	1,476	1,903	2,225	2,405	2,630	2,724	2,717	2,787	2,788	2,728	2,692	2,625
高齢化率	17.0%	21.2%	23.9%	26.6%	29.1%	31.7%	33.5%	35.2%	36.3%	37.9%	41.2%	44.2%
総世帯数	2,303	2,469	2,626	2,600	2,681	2,762						

※1 推計値はH27年度国政調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による推計値(日本の地域別将来推計人口H30年推計)

※2 H25年度までは年度末数値(H30年度は11月末現在)

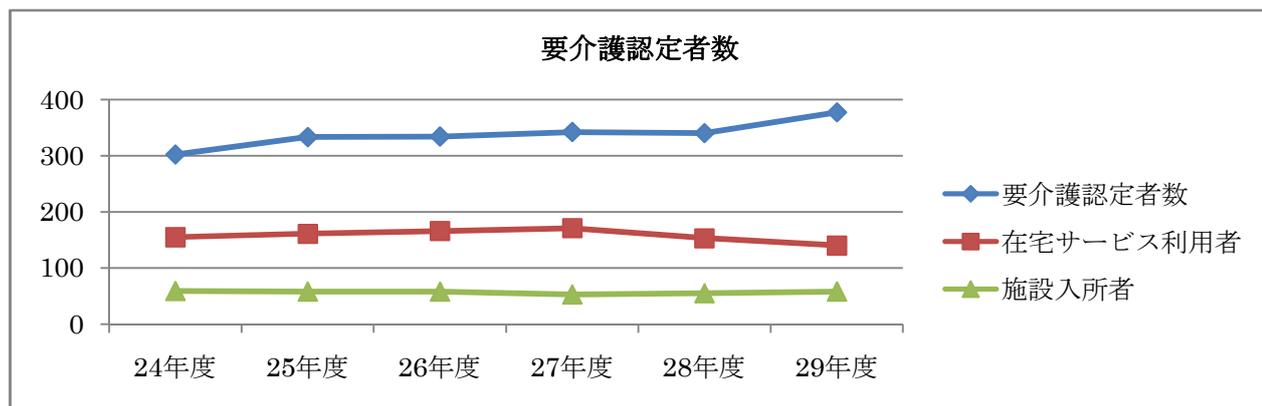


(2) 要介護認定者の推移

高齢化に伴い要介護認定者数及び要介護認定率は増加傾向にあり、特に要支援1の認定者が増加しております。

しかし、在宅介護サービスを実際に利用する方はやや減少し、施設入所者数も大きな増減なく推移しています。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
要支援1	42	52	56	54	51	85
要支援2	41	57	52	49	50	54
要介護1	61	59	52	66	71	84
要介護2	48	50	49	44	45	42
要介護3	44	43	42	48	41	40
要介護4	37	42	42	44	40	39
要介護5	29	30	41	37	42	33
合計	302	333	334	342	340	377
1号被保険者数	1,526	1,608	1,665	1,690	1,681	1,692
要介護認定率	18.3%	19.9%	19.5%	19.7%	19.8%	22.3%
在宅サービス利用者	155	161	166	171	153	140
施設入所者	59	58	58	53	55	58
介護保険サービス利用者合計	214	219	224	224	208	198



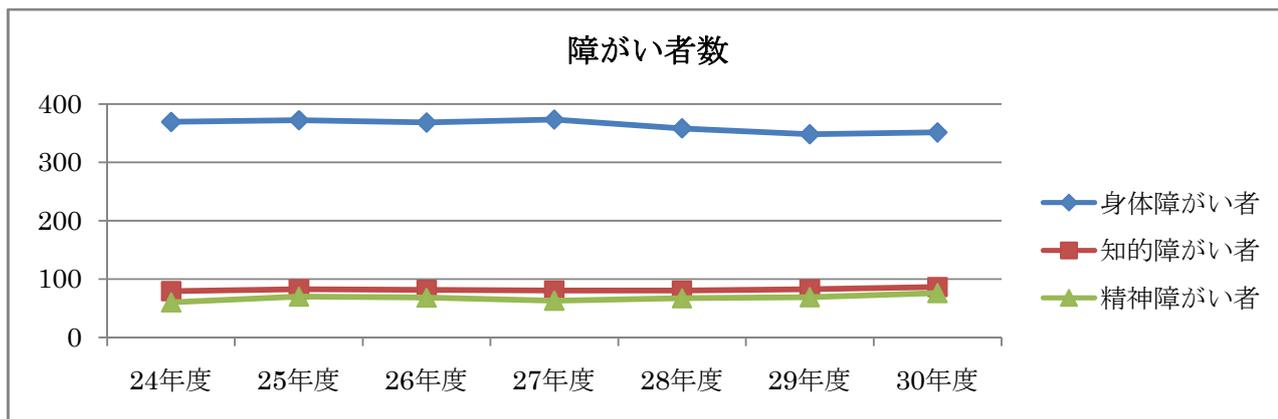
(3) 障がい者の推移

知的障がい及び精神障がい者は増加傾向にあり、特に精神保健福祉手帳を新たに取得される方が増加しています。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
身体障がい者	369	372	368	373	358	348	351
知的障がい者	79	82	81	80	80	82	86
精神障がい者	60	70	68	63	67	69	76
合計	508	524	517	516	505	499	513

※各年3月31日現在(H30年度:12月末時点)

※各障害者手帳所持者(精神は自立支援医療受給者証所持者を含む)

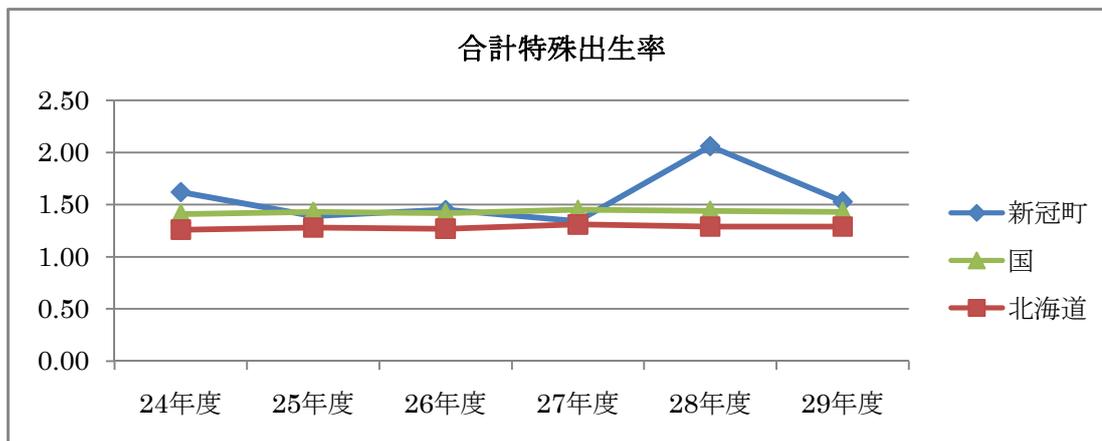


(4) 出生数の推移

本町の出生数は年度により増減がみられますが、全国的に出生数は減少傾向にあり本町も同様に推移していくことが予想されます。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
出生数(人)	43	38	42	32	52	37	
合計特殊出生率	新冠町	1.62	1.39	1.45	1.34	2.06	1.53
	北海道	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29
	国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

※合計特殊出生率:15歳~49歳までの女性が一生の間に生む子の平均数



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

家族と地域を見つめ直し、
みんながつながり支え合い、
安心して暮らせる福祉のまちをめざします。

**誰もがつながり、共に支え合い、
安心して暮らせる福祉のまち にいかっぶ**

地域には、さまざまな支援や福祉サービスを必要とする人がいます。ひとり暮らしで生活や健康に不安のある高齢者、老老介護の世帯、育児不安を抱えた子育て家庭、地域で自立生活をしている障がいのある人などさまざまです。

隣近所のつきあいや支え合いといった地域の関係は希薄になり、かつて家庭や地域が有していた介護力や子育て力は弱まり、地域のつながりや支え合いも薄れてきています。

こうした時代においては、誰もが福祉サービスを必要とする可能性があります。「福祉」は決して一部の人たちだけの問題ではありません。

今後さらに、少子高齢化が進行し、人口が減少していく中であって、安心して地域で暮らしていくためには、公的なサービスの充実は不可欠です。これは、町や日高中部広域連合が中心となって制度の充実を図っていかねばなりません。

同時に、公的サービスだけでなく、地域住民、ボランティアなどが中心となって行う、地域の実情に合った柔軟な支援や見守りが必要となります。

安全で安心して暮らせるまちを町民が自分の手でつくっていくことが求められています。すべての町民が福祉の支え手であり、受け手であり、地域住民みんなが支え合って共に生きるという認識を持ち、町民、関係団体、行政などの協働による地域における支え合い、助け合いの精神に基づいた地域共生社会を構築し、地域の福祉力を高め、すべての町民が地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

そこで、新たに策定する第1期計画において“誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまち にいかっぶ”を基本理念とし、施策を推進していきます。

2 基本目標

“誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまち にいかっぷ ” を具体化するために、次の3つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

(1) 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

地域の支え手を育てるためには、誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、そこに住む人がお互いを知ることが大切です。このため、あいさつ運動や声かけはもとより、さまざまな交流の機会づくりを進め、ふだんからの見守りやいざといったときの身近な支援ができるような、地域のつながりを築いていきます。やさしい心と支え合いの大切さを育み、安心して暮らせる地域は、みんなが「我が事」として考え協働して一緒につくるという意識を高めます。

(2) 「支え合い」の仕組みをつくります

地域住民、ボランティア、福祉関係者、学校、企業など、さまざまな形による地域福祉活動が行われています。しかし、参加は限られた人たちであり、活動している人たちの高齢化という問題もあげられています。一方、参加したいという意向をもちながらも、活動に参加する方法がわからない、地域にとけ込めない、参加機会に出会えていないという人も少なくありません。

地域福祉活動がより活発に、継続的に展開できるよう、また新たな地域課題に対し、対応できるよう、その仕組みづくりを進めます。

(3) 「安心」して暮らせるまちをつくります

町民一人ひとりの健康で生きがいのある生活を地域ぐるみで支えるとともに、介護が必要になっても、障がいがあっても、ひとり暮らしであっても、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、災害時などに配慮を必要とする人の把握と支援体制の構築を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	頁
誰もがつながり、共に支え合う、安心して暮らせる福祉のまちをつくらねば	1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくれます	(1) 地域共生社会の基盤づくり	12
		(2) 福祉の心を育む基盤づくり	13
		(3) 世代を超えた交流活動の場づくり	14
		(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり	15
	2 「支え合い」の仕組みをつくれます	(1) ボランティアを育成する仕組みづくり	17
		(2) 住民主体のサービスを育成する仕組みづくり	18
		(3) 高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり	19
		(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり	21
		(5) 必要な情報が伝わる仕組みづくり	22
		(6) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり	23
	3 「安心」して暮らせるまちをつくれます	(1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり	26
		(2) 福祉人材を育成する体制づくり	28
		(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり	29
(4) 災害時における支援体制づくり		30	

第4章 基本計画

1 基本目標1

基本目標1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

(1) 地域共生社会の基盤づくり

- ①地域共生社会の理念の周知
- ②共生型サービスの普及

(2) 福祉の心を育む基盤づくり

- ①学校における福祉教育
- ②地域における福祉の心の醸成
- ③広報・啓発活動の推進

(3) 世代を超えた交流活動の場づくり

- ①福祉施設を拠点とした交流の推進
- ②サロン活動や通いの場を通じた交流

(4) 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり

- ①自治会等地域組織への働きかけ
- ②地域の団体への参加の促進

基本目標1 「ふれあい」と「つながり」の機会をつくります

施策の方向（1）

『地域共生社会の基盤づくり』

①地域共生社会の理念の周知	【取組の主体】
<p>年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が「自助」や「互助」の重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解するように、「地域共生」の理念を、さまざまな機会を利用して周知していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町・社会福祉協議会

②共生型サービスの普及	【取組の主体】
<p>平成30年度より、介護保険法及び障害者総合支援法の両制度に「共生型サービス」が創設されたことにより、介護保険法又は障害者総合支援法のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなりました。共生型サービスの普及により、障がい者が65歳になっても、通い慣れた事業所での利用が継続できるなど、利用者の選択肢が広がると共に、限られた福祉人材を地域で効率良く活用することも可能となります。</p> <p>新冠町においては、まだ共生型サービスの指定事業所はありませんが、今後これらのサービスの普及に努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・日高中部広域連合

施策の方向（２）

『福祉の心を育む基盤づくり』

①学校における福祉教育	【取組の主体】				
<p>小学校での総合的な学習の一環として、社会福祉協議会と町が協働して実施している「高齢者・障がい者疑似体験教室」や「認知症サポーター養成講座」について今後も継続し実施することで、児童生徒の福祉の心を育てていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">平成29年度</td> </tr> <tr> <td>小学校における福祉教育開催数</td> <td style="text-align: center;">1回</td> </tr> </table>		平成29年度	小学校における福祉教育開催数	1回	
	平成29年度				
小学校における福祉教育開催数	1回				
②地域における福祉の心の醸成	【取組の主体】				
<p>自治会をはじめ、老人クラブ、子ども会など、地域の中で強いつながりを持つ組織を通して福祉意識を高めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・老人クラブ ・子ども会 				
③広報・啓発活動の推進	【取組の主体】				
<p>町の広報・町政事務委託文書・HP・フェイスブック、及び「社協だより」を通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉意識を高めていきます。また、地域における具体的な取組や活動ができるだけ多くの町民に伝わるよう、地域活動の「みえる化」を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 				

施策の方向（3）

『世代を超えた交流活動の場づくり』

①福祉施設を拠点とした交流の推進	【取組の主体】
<p>平成28年4月の社会福祉法改正により社会福祉法人には地域における公益的な取組の実施について期待されています。これにより、福祉施設を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、各施設の特徴を生かした交流活動を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人新冠ほくと園「サポートセンターえましあ」では、高齢者や障がいのある方、子どもが自然な形で人とふれあう多世代交流を目的とした、ふれあい事業を通じ地域住民がつながり、お互いが支え合える関係づくりを目指した地域貢献活動を実践しています。 ・社会福祉法人「ふくろう会」及びNPO法人「みんなの家ひだまり」では、高齢者の介護予防を目的とした「いきいき100歳体操」を高齢者の通いの場として運営しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設 （社会福祉法人） （NPO 法人）

②サロン活動や通いの場を通じた交流	【取組の主体】						
<p>現在、地域の高齢者が主体的に集まり健康増進のため活動している「いきいき100歳体操」が通いの場として町内9カ所で実施されています。</p> <p>また、「サポートセンターえましあ」では認知症の方とその家族が気軽につどい交流できる「認知症カフェ」を保健福祉課の認知症地域支援推進員も関わり定期的に開催しています。これらの活動が今後もより多くの地域に広まり、多くの町民の参加が得られるよう、地域への働きかけ、立ち上げのための情報、ノウハウの提供等の支援を行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・福祉施設 （社会福祉法人） （NPO 法人） ・地域住民 						
<table border="1" data-bbox="113 1563 1042 1715"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症カフェ設置箇所数</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>通いの場（100歳体操）設置箇所数</td> <td>8箇所</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	認知症カフェ設置箇所数	1箇所	通いの場（100歳体操）設置箇所数	8箇所	
	平成29年度						
認知症カフェ設置箇所数	1箇所						
通いの場（100歳体操）設置箇所数	8箇所						

施策の方向（４）

『地域における福祉活動への参加のきっかけづくり』

①自治会等地域組織への働きかけ	【取組の主体】
<p>自治会の理解と協力は、身近な地域での地域福祉活動を進める上で非常に大きな推進力となります。各自治会において、地域の福祉に関するテーマが取り上げられ、地域福祉の必要性、地域福祉活動への理解が得られるよう、自治会長等と情報共有を図りながら働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会・自治会
②地域の団体への参加の促進	【取組の主体】
<p>老人クラブ、身体障害者福祉協会等は団体として福祉活動や啓発活動及び福祉に関するイベント等に参加しています。これらの団体は地域を支える貴重な社会資源であることから、団体への加入を促進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会・老人クラブ・身体障害者福祉協会

基本目標2 「支え合い」の仕組みをつくります

(1) ボランティアを育成する仕組みづくり

- ①ボランティア情報の提供
- ②ボランティアの育成
- ③ボランティアセンターの機能充実
- ④ボランティア団体への活動支援

(2) 住民主体のサービスを育成する仕組みづくり

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営
- ②住民ニーズの把握
- ③ニーズに応じたサービスの展開
- ④総合事業における住民主体の取組
- ⑤有償ボランティアの推進

(3) 高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり

- ①障がいのある人の働く場づくり
- ②障がい者就労施設等からの物品等の優先調達
- ③高齢者事業団の活動支援
- ④農福連携の推進

(4) 地域福祉推進団体を支える体制づくり

- ①民生委員・児童委員との連携
- ②地域の各種団体等への支援

(5) 必要な情報が伝わる仕組みづくり

- ①わかりやすくアクセスしやすい情報提供

(6) 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり

- ①相談窓口の周知
- ②包括的な（丸ごと）相談支援体制
- ③相談機関の充実

基本目標2 「支え合い」の仕組みをつくります

施策の方向（1）

『ボランティアを育成する仕組みづくり』

①ボランティア情報の提供	【取組の主体】
<p>ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、町広報・HP・フェイスブック、「社協だより」など、さまざま媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

②ボランティアの育成	【取組の主体】
<p>町民のボランティア活動への参加を促すため、誰もが気軽に参加できるよう、ボランティア講座の開催やボランティア活動の体験機会の創出について推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

③ボランティアセンターの機能充実	【取組の主体】
<p>社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの更なる充実を図り、ボランティア活動を行いたい人と受けたい人のマッチングなどボランティアのコーディネート機能や、ボランティアの活動拠点、町民活動の相互交流や情報交換の拠点、相談窓口の拠点としての機能充実に支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会

④ボランティア団体への活動支援	【取組の主体】						
<p>ボランティアセンターに登録されている「ボランティアグループあゆみ」への支援をはじめ、既存のボランティア団体や新たなボランティア団体設立支援、ボランティア団体等の更なる活性化について検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉協議会登録のボランティア団体数</td> <td style="text-align: center;">1 団体</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会ボランティア登録者数</td> <td style="text-align: center;">20名</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	社会福祉協議会登録のボランティア団体数	1 団体	社会福祉協議会ボランティア登録者数	20名	
	平成29年度						
社会福祉協議会登録のボランティア団体数	1 団体						
社会福祉協議会ボランティア登録者数	20名						

施策の方向（２）

『住民主体のサービスを育成する仕組みづくり』

①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置運営	【取組の主体】
<p>社会福祉協議会へ、町委託事業である生活支援コーディネーターを配置し地域における困りごとや生活課題を受け止め、多様な主体による支援の組み合わせをコーディネートする役割を担います。</p> <p>町は協議体を設置し、個別ケースから地域の福祉課題を抽出し、解決に向けた方策を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会
②町民ニーズの把握	【取組の主体】
<p>地域の課題を共有する場の創出、ボランティア団体及び当事者団体との意見交換、町民へのアンケート等を行い、町民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会
③ニーズに応じたサービスの展開	【取組の主体】
<p>福祉ニーズや課題に対応するため、町において事業化が必要なものについては分野別計画に反映します。また、住民主体のサービスがふさわしい課題については、生活支援コーディネーターが中心となって、町民、ボランティアなどに働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町・社会福祉協議会
④総合事業における住民主体の取組	【取組の主体】
<p>介護保険の要支援者および基本チェックリスト該当者を対象とした生活支援サービスや介護予防サービスについて地域住民主体のサービスの創出について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）
⑤有償ボランティアの推進	【取組の主体】
<p>ボランティア活動には、ある程度の経費が必要であり、一定の継続性や責任感が求められます。ボランティア活動がより一層活性化され、また、これにより地域のつながりが深まるよう有償ボランティアなどの推進について検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会

施策の方向（3）

『高齢者や障がいのある人が活躍できる場づくり』

①障がいのある人の働く場づくり	【取組の主体】				
<p>誰もが地域を支える担い手であるという地域共生社会の理念に基づき、障がいのある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、企業や職親会、就労系障害福祉サービス事業所との連携を図り、障がいのある人の一般就労への理解を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・障害福祉サービス事業者 ・職親会 ・ハローワーク ・企業 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数	1名	
	平成29年度				
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数	1名				

②障がい者就労施設等からの物品等の優先調達	【取組の主体】				
<p>障害者優先調達推進法が施行され、新冠町においても平成29年4月より障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定し、役場が発注する物品及び役務の調達については、町内の就労施設等から優先的に調達するよう規定しました。</p> <p>今後は、この調達推進方針を役場内で広く周知し、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し障害者雇用を支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新冠町役場における物品及び役務の調達実績</td> <td style="text-align: center;">1,087千円</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	新冠町役場における物品及び役務の調達実績	1,087千円	
	平成29年度				
新冠町役場における物品及び役務の調達実績	1,087千円				

③高齢者事業団の活動支援	【取組の主体】				
<p>高齢者の能力や経験を生かし、高齢者の健康づくりや生きがい対策として運営している高齢者事業団への支援を通じ、高齢者の働く場の確保をはじめ、高齢者の社会的地位の向上及び福祉の増進を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・高齢者事業団 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者事業団会員数</td> <td style="text-align: center;">31名</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	高齢者事業団会員数	31名	
	平成29年度				
高齢者事業団会員数	31名				

④農福連携の推進	【取組の主体】
<p>高齢化などにより担い手の減少が止まらず労働力不足が問題となっている農業と、生涯現役を目指す高齢者や障がい者をマッチングすることで、福祉分野においては「受け手側」であっても、農業分野においては「支え手側」になることができ、日々の生活における楽しみや生きがいを見出すことにつながります。</p> <p>農福連携の推進により福祉の「受け手側」と「支え手側」といった概念を乗り越え、誰もが地域において役割をもつ相互扶助の関係をつくっていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町 ・社会福祉法人 ・農業者

施策の方向（４）

『地域福祉推進団体を支える体制づくり』

①民生委員・児童委員との連携	【取組の主体】
<p>民生委員児童委員は、町民の身近な相談相手として、また、具体的な援助者としてさまざまな活動を展開しており、地域の保健福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。今後も町民の立場に立った地域福祉の要として位置づけ連携を強化していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課） （町民生活課）・社会福祉協議会

②地域の各種団体等への支援	【取組の主体】
<p>老人クラブ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、NPO法人等と情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団体等の活動支援を行います。</p> <p>また、地域の理解や協力が必要な内容については、共通認識を持つことができるよう、自治会、ボランティア、関係機関等に情報を伝えていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会

施策の方向（5）

『必要な情報が伝わる仕組みづくり』

①わかりやすくアクセスしやすい情報提供	【取組の主体】
<p>地域で安心して暮らしていくためには、必要な制度や福祉サービス、緊急連絡体制等の情報が、支援を必要とする人に行き渡ることが重要です。パソコン、スマートフォンなどの普及から、それらを利用した情報提供が多くされていますが、単身高齢者等、こうした機器を活用できない人もいます。情報提供に関する格差が生じないよう住民一人ひとりが、それぞれに合った方法で情報を得られるよう、あらゆる手段を活用した情報提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課）・社会福祉協議会

施策の方向（6）

『気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり』

①相談窓口の周知	【取組の主体】
<p>高齢者、障がい者、子育て等についての相談窓口は、保健福祉課、子育て支援センター等の行政機関を始め、社会福祉法人や障害者相談員等においても相談対応しています。また、地域の身近な相談員である民生委員や社会福祉協議会が実施する心配ごと相談所でも気軽に相談できるほか、より専門性の高い相談については北海道の相談機関などがあります。これらの情報について、町広報、ガイドブック、HPなどで紹介を行うとともに関係団体、福祉関係者等を通して周知を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町（保健福祉課） （町民生活課）・教育委員会(管理課)・社会福祉協議会

②包括的な（丸ごと）相談支援体制	【取組の主体】
<p>少子高齢化や核家族化、また、社会経済情勢の変化による生活困窮者の増加、社会とのつながりを失った人の孤立、ひきこもり、虐待などが社会問題となっています。</p> <p>また、介護と育児のダブルケアのように家族単位で複数分野の課題を抱えるといった状況など、福祉課題が複合化しています。</p> <p>今後は高齢者、障がい者、児童等といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応するための包括的な相談支援体制の整備を進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・町・社会福祉協議会

③相談機関の充実	【取組の主体】
<p>イ 地域包括支援センターの充実</p> <p>相談件数や困難事例が増加する中、適切なサービスにつなぐことができる専門職のスキルアップを進めるとともに、地域のケアマネージャーとの連携、地域ケア会議等を通じたネットワーク機能の充実を図ります。また、高齢者虐待防止ネットワーク事業を通じ高齢者虐待の早期発見に努めます。</p> <p>ロ 障がい者相談窓口の充実</p> <p>障がい者の福祉ニーズの把握や関係機関とのネットワーク構築のため自立支援協議会を活用すると共に、障害者相談支援事業の体制強化を図り、相談支援事業所のほか、障害者相談員、福祉係において、障がい者が気軽に相談できるよう相談機能の充実に努めます。</p> <p>また、障害者虐待の早期発見のため障害者虐待防止センター機能を担うと共に権利擁護及び相談支援の機能充実のため基幹相談支援センターの設置について検討していきます。</p> <p>ハ 子ども相談窓口の充実</p> <p>保健福祉課、認定こども園ド・レ・ミ（子育て支援センター）新冠町子ども発達支援センターあおぞら、学校との連携を更に強化し、初期相談対応、必要な保育サービス、専門的な療育機関等への適切なつなぎを行います。</p> <p>児童虐待の早期発見に努め、要保護児童対策協議会の充実を図り、関係機関との迅速かつ適切な連携に努めます。</p> <p>妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を確保する機能を持つ「子育て世代包括支援センター」の設置に努めます。</p>	<p>・町（保健福祉課） （町民生活課）</p> <p>・教育委員会(管理課)</p>

基本目標3 「安心」して暮らせるまちをつくります

(1) 高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり

- ①地域包括ケアシステムの構築
- ②地域住民による見守り活動及び見守りネットワークの構築
- ③権利擁護の推進

(2) 福祉人材を育成する体制づくり

- ①社会福祉従事者の専門性の向上及び人材の確保

(3) 生活に困窮している人を見守る体制づくり

- ①生活困窮者の把握
- ②生活困窮者自立支援にかかわるネットワークの構築

(4) 災害時における支援体制づくり

- ①避難行動要支援者の把握
- ②避難行動要支援者の避難体制の確立
- ③福祉避難所の確保

基本目標3 「安心」して暮らせるまちをつくります

施策の方向（1）

『高齢者や障がいのある人を見守る体制づくり』

①地域包括ケアシステムの構築	【取組の主体】
<p>介護を必要とする人、認知症の人、障がいのある人、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、日高中部広域連合と連携を図り、サービス基盤整備を促進するとともに、介護、医療、予防、生活支援、住まい等を一体化して提供する地域特性にあった地域包括ケアシステムの構築を進めます。</p> <p>また、精神障がい者の地域移行を進めるため、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・日高中部広域連合 ・社会福祉協議会

②地域住民による見守り活動及び見守りネットワークの構築	【取組の主体】															
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人が、できる限り地域で自立し、安心して暮らせるよう、民生委員の訪問活動はもとより、「地域見守り見回り活動事業」、「小地域ネットワーク事業」など、地域住民の主体的な見守り活動を推進します。 ・ふれあい夕食事業や高齢者等買物支援事業（らくらくにいかっぴ）で実施する高齢者等の安否確認や日々訪問を主としている事業所等の協力を得て高齢者宅等の異常の発見と通報体制のネットワークを設け見守り体制の強化を図ります。 ・認知症の高齢者やその家族を理解し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での見守体制構築のため、認知症サポーターの養成に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・ふれあい夕食委託事業者 ・らくらくにいかっぴ ・見守り隊員 ・見回り事業所 ・認知症サポーター 															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">地域見守り</td> <td style="width: 30%;">見守り隊員数</td> <td style="text-align: center;">93名</td> </tr> <tr> <td>見回り活動事業</td> <td>見回り事業所数</td> <td style="text-align: center;">23事業所</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター</td> <td>開催回数</td> <td style="text-align: center;">11回</td> </tr> <tr> <td>養成研修</td> <td>受講者数</td> <td style="text-align: center;">107名</td> </tr> </tbody> </table>				平成29年度	地域見守り	見守り隊員数	93名	見回り活動事業	見回り事業所数	23事業所	認知症サポーター	開催回数	11回	養成研修	受講者数	107名
		平成29年度														
地域見守り	見守り隊員数	93名														
見回り活動事業	見回り事業所数	23事業所														
認知症サポーター	開催回数	11回														
養成研修	受講者数	107名														

③権利擁護の推進	【取組の主体】								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症や障がいのため判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について周知を図るとともに、その支援を担う市民後見人の育成や社会福祉協議会が実施する法人後見の体制整備、また、制度利用のための支援を行います。 ・ 成年後見制度の更なる利用促進を図るため、成年後見制度利用促進法が施行されたことから、同法に基づく市町村計画の策定について検討していきます。 ・ 社会福祉協議会が実施する日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業についても、成年後見制度と併せて事業の周知及び体制整備を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町（保健福祉課） ・ 社会福祉協議会 								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度利用支援事業</td> <td style="text-align: center;">0名</td> </tr> <tr> <td>法人後見受任件数</td> <td style="text-align: center;">0名</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	成年後見制度利用支援事業	0名	法人後見受任件数	0名	日常生活自立支援事業	2名	
	平成29年度								
成年後見制度利用支援事業	0名								
法人後見受任件数	0名								
日常生活自立支援事業	2名								

施策の方向（２）

『福祉人材を育成する体制づくり』

①社会福祉従事者の専門性の向上及び人材の確保	【取組の主体】								
<p>近年、住民の福祉サービスに対する需要はますます増大し多様化しています。また、介護保険制度や障害者総合支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められており、さらに、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、福祉人材も不足していることから、福祉人材の確保と育成についての取組みを強化し、介護が必要となっても住み慣れた地域で住み続けられる体制の構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町（保健福祉課） （総務課） ・社会福祉協議会 								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員初任者研修助成事業</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>介護職員実務者研修助成事業（H30年～）</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	介護職員初任者研修助成事業	2名	介護職員実務者研修助成事業（H30年～）	1名	医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業	1名	
	平成29年度								
介護職員初任者研修助成事業	2名								
介護職員実務者研修助成事業（H30年～）	1名								
医療職及び福祉職養成修学資金貸付事業	1名								

施策の方向（3）

『生活に困窮している人を見守る体制づくり』

①生活困窮者の把握	【取組の主体】				
<p>日高圏域においては、管内5つの障がい者相談支援事業所が日高コンソーシアムを設立し北海道より生活困窮者自立支援事業を受託しており、新冠町においては新冠ほくと園「相談室かける」が担当しています。</p> <p>また、生活困窮世帯等の「子どもの学習支援事業」については、NPO法人ワーカーズコープが北海道より事業受託し日高管内を担当しています。</p> <p>対象者の早期発見のため、町の関係課、福祉（保健福祉課、町民生活課、）教育（管理課）、税務（税務課）、住宅（建設水道課）において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用の勧奨や自立相談支援機関へ適切につなげるものとします。</p> <p>平成30年10月1日の生活困窮者自立支援法改正により、福祉事務所を設置していない町村においても、道との連絡調整や同事業の利用勧奨を担う一次相談窓口の設置が可能となったことから、町における相談窓口の対応について検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道 ・新冠ほくと園 ・NPO法人 ワーカーズコープ ・町 ・社会福祉協議会 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">生活困窮者自立支援事業相談者</td> <td style="text-align: right;">13名</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度		生活困窮者自立支援事業相談者	13名	
平成29年度					
生活困窮者自立支援事業相談者	13名				

②生活困窮者自立支援にかかるネットワークの構築	【取組の主体】								
<p>生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用した協議の場を設けます。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期に把握し、チームづくりを一層進め、その活用を図ります。</p> <p>また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努めます。</p> <p>社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度及び法外援護資金貸付事業との連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道 ・新冠ほくと園 ・NPO法人 ワーカーズコープ ・町（町民生活課） （保健福祉課） ・社会福祉協議会 								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">生活福祉資金の貸付（新規）</td> <td style="text-align: right;">0名</td> </tr> <tr> <td>法外援護資金の貸付（新規）</td> <td style="text-align: right;">7名</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯数（実人員）</td> <td style="text-align: right;">127世帯(186人)</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度		生活福祉資金の貸付（新規）	0名	法外援護資金の貸付（新規）	7名	生活保護世帯数（実人員）	127世帯(186人)	
平成29年度									
生活福祉資金の貸付（新規）	0名								
法外援護資金の貸付（新規）	7名								
生活保護世帯数（実人員）	127世帯(186人)								

施策の方向（４）

『災害時における支援体制づくり』

①避難行動要支援者の把握	【取組の主体】				
ひとり暮らしの高齢者や障がい者、乳幼児等が災害時に支援を受けられるよう、町は社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員等と協力し、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握及び名簿を作成し、避難支援等関係者と情報を共有します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町（総務課） （保健福祉課） ・社会福祉協議会 ・自治会 ・民生委員・児童委員 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者名簿登録者</td> <td style="text-align: center;">103名</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	避難行動要支援者名簿登録者	103名	
	平成29年度				
避難行動要支援者名簿登録者	103名				

②避難行動要支援者の避難体制の確立	【取組の主体】						
町は避難行動要支援者に対する非難誘導の方法について、援助者など具体的に定めることとします。また、避難所や避難経路の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮するとともに、防災知識の普及・啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町（総務課） （保健福祉課） 						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災避難訓練の実施</td> <td style="text-align: center;">1回</td> </tr> <tr> <td>緊急通報システム設置台数</td> <td style="text-align: center;">125台</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	防災避難訓練の実施	1回	緊急通報システム設置台数	125台	
	平成29年度						
防災避難訓練の実施	1回						
緊急通報システム設置台数	125台						

③福祉避難所の確保	【取組の主体】				
災害時に要介護者、障がい者などが安心して避難生活を送れるよう新冠町では、福祉避難所として「特別養護老人ホーム恵寿荘」、「特別養護老人ホームおうるの郷」2ヶ所を指定しています。福祉避難所としての機能充実のため必要な物品や設備の充実を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町（総務課） 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所指定数</td> <td style="text-align: center;">2箇所</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	福祉避難所指定数	2箇所	
	平成29年度				
福祉避難所指定数	2箇所				

第5章 計画の推進に向けて

(1) 協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、各種団体、社会福祉協議会をはじめとする事業者、行政の協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進するうえでの取組の主体について明記していますが、地域住民、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。そのため、行政と協働して地域福祉計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

行政と社会福祉協議会とが連携しながら、本計画に基づく各事業を推進していく体制を実現します。

(3) 計画の公表

町のホームページ等を通じて本計画を公表し、町全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

(4) 計画の検証など

本計画を推進するため、定期的に「新冠町地域福祉計画策定推進委員会」を開催し、計画の実施状況について報告し、検証を行います。

状況の変化により、見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価を行い、今後の施策に生かすために、PDCAサイクルを確立していきます。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）
→Check（評価）→ Action（改善）を繰り返すことによる改善手法です